

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年4月5日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

中部水再生センターA系処理水No.12次亜塩素酸注入ポンプ緊急対応措置工事

2 履行(納品)場所

中区本牧十二天1番1号

3 契約日

令和2年12月25日

4 履行日又は履行期間

令和2年12月25日から令和3年3月25日

5 契約金額

¥2,522,300.- (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥229,300.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

南部工業株式会社 代表取締役 三浦 猛  
神奈川県横浜市中区本牧間門46番地11号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事施工対象のA系次亜塩素酸注入ポンプ設備は、水質汚濁防止法で規制されている大腸菌群数を規定値以下にするため、処理水に次亜塩素酸ナトリウムを注入する設備で、緊急に措置工事を行わないと市民生活に重大な影響を与える状態であったため、当該随意契約を行わざるを得ませんでした。

8 契約の相手方の選定理由

中部水再生センター汚泥貯留タンク(No.1)等機械設備工事の下請負業者でセンター内に入場していた南部工業株式会社に対応を依頼したところ、対応が可能との回答が得られましたので、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部中部水再生センター